

港区奨学資金条例の一部を改正する条例について

令和八年一月二十二日

令和8年1月22日
教育委員会議案資料 No. 1

港区教育委員会

港区奨学資金に関する条例新旧対照表

(目的) 改正案	(目的) 現行
<p>第一条 この条例は、大学等（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する大学等をいう。以下同じ。）に在学する学生（同条第二項に規定する学生）をいう。以下同じ。）のうち、経済的理由により修学が困難な者に対する、奨学資金（以下「奨学金」という。）を貸し付け、又は給付し、もつて将来社会のために有為な人材を育成することを目的とする。</p> <p>（奨学生の資格）</p> <p>第二条 奨学金の貸付け又は給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の要件を備えなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 大学等（給付奨学生にあつては確認大学等）に在学している学生であること。</p> <p>四・五（略）</p>	<p>第一条 この条例は、大学等（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する大学等をいう。以下同じ。）に在学する学生等（同条第二項に規定する学生等）をいう。以下同じ。）のうち、経済的理由により修学が困難な者に対する、奨学資金（以下「奨学金」という。）を貸し付け、又は給付し、もつて将来社会のために有為な人材を育成することを目的とする。</p> <p>（奨学生の資格）</p> <p>第二条 奨学金の貸付け又は給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の要件を備えなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 大学等（給付奨学生にあつては確認大学等）に在学している学生等であること。</p>

(中略)

(奨学金の給付額及び給付期間)

第三条の二 (略)

2 公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十条第二項第四号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。）に在学する者（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額（所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、地方税法の規定を適用するものとする。）をいう。以下同じ。）が零円以上十九万九千六百円未満の世帯又は十九万九千六百円以上三十一万二千九百円未満の多子世帯に属する者に限る。）に対する奨学金の給付額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項に規定する給付額に加算するものとする。

一～五 (略)

六 専修学校（夜間課程を除く。） 月額 一万二千三百円

七 専修学校（夜間課程に限る。） 月額 八千二百円

八 (略)

3・4 (略)

(中略)

(中略)

(奨学金の給付額及び給付期間)

第三条の二 (略)

2 公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十条第二項第四号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。）に在学する者（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額（所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、地方税法の規定を適用するものとする。）をいう。以下同じ。）が零円以上十九万九千六百円未満の世帯又は十九万九千六百円以上三十一万二千九百円未満の多子世帯に属する者に限る。）に対する奨学金の給付額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項に規定する給付額に加算するものとする。

一～五 (略)

六 専修学校（夜間学科を除く。） 月額 一万二千三百円

七 専修学校（夜間学科に限る。） 月額 八千二百円

八 (略)

3・4 (略)

(中略)

(奨学生の決定の取消し)

第六条の二 区長は、奨学生が第二条各号(第二号及び第五号を除く。)の要件を欠くに至つた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第五条の規定による奨学生の決定(以下「決定」という。)を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 学生としてふさわしくない行為があつたと認められるとき。

四 (略)

(中略)

別表第一	(別紙のとおり)
別表第二	(別紙のとおり)
別表第三	(別紙のとおり)
別表第四	(別紙のとおり)

付
則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(奨学生の決定の取消し)

第六条の二 区長は、奨学生が第二条各号(第二号及び第五号を除く。)の要件を欠くに至つた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第五条の規定による奨学生の決定(以下「決定」という。)を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 学生等としてふさわしくない行為があつたと認められるとき。

四 (略)

(中略)

別表第一	(別紙のとおり)
別表第二	(別紙のとおり)
別表第三	(別紙のとおり)
別表第四	(別紙のとおり)

別表第1 奨学金の給付額（第3条の2関係）

区分		給付額（月額）		
		A区分	B区分	C区分
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上87,800円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上154,500円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が154,500円以上199,600円未満の世帯
大学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	73,900円	49,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400円	74,200円
		私立（自宅通学）	96,700円	64,400円
		私立（自宅通学以外）	134,200円	89,400円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	51,600円	34,300円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100円	59,300円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円
短期大学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	61,700円	41,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200円	66,100円
		私立（自宅通学）	90,000円	60,000円
		私立（自宅通学以外）	127,500円	85,000円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	45,500円	30,300円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000円	55,300円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円
高等専門学校			37,100円	24,700円
			53,800円	35,900円
			85,100円	56,700円
			101,700円	67,700円
専修学校	専門課程（夜間課程を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	43,100円	28,700円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600円	53,700円
		私立（自宅通学）	87,500円	58,300円
		私立（自宅通学以外）	125,000円	83,300円
	夜間課程	国立及び公立（自宅通学）	36,200円	24,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700円	49,100円
		私立（自宅通学）	70,800円	47,200円
		私立（自宅通学以外）	108,300円	72,200円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円	1,500円

備考 この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計維持者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第1 奨学金の給付額（第3条の2関係）

区分	給付額（月額）		
	A区分	B区分	C区分
当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上87,800円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上154,500円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が154,500円以上199,600円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円未満の世帯
大学	学部（夜間学）	国立及び公立（自宅通学） 111,400円	73,900円 49,200円 24,600円
	私立（自宅通学以外）	96,700円 64,400円 32,200円	134,200円 89,400円 44,700円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学） 89,100円	51,600円 34,300円 17,200円
		私立（自宅通学） 68,300円	89,100円 59,300円 29,700円
		私立（自宅通学以外） 105,800円	68,300円 45,500円 22,700円
		国立及び公立（自宅通学） 90,000円	105,800円 70,500円 35,200円
		私立（自宅通学以外） 127,500円	90,000円 85,000円 42,500円
短期大学	科学科（夜間学）	国立及び公立（自宅通学） 83,000円	45,500円 30,300円 15,200円
	私立（自宅通学） 68,300円	99,200円 66,100円 33,100円	
	夜間学科	私立（自宅通学以外） 105,800円	90,000円 85,000円 42,500円
		国立及び公立（自宅通学） 70,500円	45,500円 30,300円 15,200円
		私立（自宅通学） 88,300円	83,000円 55,300円 27,700円
		私立（自宅通学以外） 105,800円	68,300円 45,500円 22,700円
		国立及び公立（自宅通学） 85,100円	105,800円 70,500円 35,200円
		私立（自宅通学以外） 101,700円	90,000円 85,000円 42,500円
高等専門学校	科学科（夜間学）	国立及び公立（自宅通学） 85,100円	37,100円 24,700円 12,400円
	私立（自宅通学） 101,700円	53,800円 35,900円 18,000円	
	夜間学科	私立（自宅通学以外） 108,300円	85,100円 56,700円 28,400円
		国立及び公立（自宅通学） 108,300円	101,700円 67,700円 33,900円
		私立（自宅通学） 93,700円	85,100円 56,700円 28,400円
		私立（自宅通学以外） 108,300円	101,700円 67,700円 33,900円
		国立及び公立（自宅通学） 93,700円	85,100円 56,700円 28,400円
		私立（自宅通学以外） 108,300円	101,700円 67,700円 33,900円
専修学校	科学科（夜間学）	国立及び公立（自宅通学） 87,500円	43,100円 28,700円 14,400円
	私立（自宅通学） 108,300円	80,600円 53,700円 26,900円	
	夜間学科	私立（自宅通学以外） 108,300円	125,000円 83,300円 41,600円
		国立及び公立（自宅通学） 108,300円	36,200円 24,100円 12,100円
		私立（自宅通学） 93,700円	73,700円 49,100円 24,600円
		私立（自宅通学以外） 108,300円	70,800円 47,200円 23,600円
		国立及び公立（自宅通学） 108,300円	108,300円 72,200円 36,100円
		私立（自宅通学以外） 108,300円	108,300円 72,200円 36,100円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円 1,500円

備考 この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計維持者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第2 奨学金の給付額（第3条の2関係）

区分		給付額（月額）	
		D区分	E区分
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上199,600円未満の多子世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円以上312,900円未満の多子世帯
大学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	73,900円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400円
		私立（自宅通学）	96,700円
		私立（自宅通学以外）	134,200円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	51,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100円
		私立（自宅通学）	68,300円
		私立（自宅通学以外）	105,800円
短期大学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	61,700円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200円
		私立（自宅通学）	90,000円
		私立（自宅通学以外）	127,500円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	45,500円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000円
		私立（自宅通学）	68,300円
		私立（自宅通学以外）	105,800円
高等専門学校		国立及び公立（自宅通学）	37,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	53,800円
		私立（自宅通学）	85,100円
		私立（自宅通学以外）	101,700円
専修学校	専門課程（夜間課程を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	43,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600円
		私立（自宅通学）	87,500円
		私立（自宅通学以外）	125,000円
	夜間課程	国立及び公立（自宅通学）	36,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700円
		私立（自宅通学）	70,800円
		私立（自宅通学以外）	108,300円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円

備考 この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計維持者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第2 奨学金の給付額（第3条の2関係）

区分	給付額（月額）		
	D区分	E区分	
当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上199,600円未満の多子世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円以上312,900円未満の多子世帯		
大学	学部（夜間学）	国立及び公立（自宅通学） 111,400円	73,900円 49,200円
	私立（自宅通学） 134,200円	96,700円 64,400円	
	私立（自宅通学以外） 105,800円	111,400円 74,200円	
	学部（夜間学）	私立（自宅通学） 68,300円	51,600円 34,300円
	私立（自宅通学以外） 89,100円	私立（自宅通学） 68,300円	89,400円 45,500円
	夜間学部	私立（自宅通学以外） 105,800円	89,100円 70,500円
	科学科（夜間学）	私立（自宅通学） 127,500円	61,700円 41,100円
	科学科（夜間学）	私立（自宅通学以外） 90,000円	99,200円 66,100円
短期大学	夜間学科	私立（自宅通学） 83,000円	45,500円 30,300円
	夜間学科	私立（自宅通学以外） 68,300円	83,000円 55,300円
	夜間学科	私立（自宅通学以外） 105,800円	68,300円 70,500円
	科学科（夜間学）	私立（自宅通学） 101,700円	37,100円 24,700円
	科学科（夜間学）	私立（自宅通学以外） 85,100円	53,800円 35,900円
	高等専門学校	私立（自宅通学） 101,700円	85,100円 56,700円
	高等専門学校	私立（自宅通学以外） 101,700円	101,700円 67,700円
	高等専門学校	私立（自宅通学） 125,000円	43,100円 28,700円
専修学校	科学科（夜間学）	私立（自宅通学） 108,300円	80,600円 53,700円
	科学科（夜間学）	私立（自宅通学） 73,700円	87,500円 58,300円
	夜間学科	私立（自宅通学） 70,800円	36,200円 24,100円
	夜間学科	私立（自宅通学以外） 4,300円	73,700円 49,100円
	夜間学科	通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校	70,800円 47,200円
	夜間学科	通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校	108,300円 72,200円
	夜間学科	通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校	4,300円 2,900円

備考 この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計維持者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

(改正案)

別表第3 入学に際して必要とする資金の給付額（第3条の2関係）

区分		給付額			
		A区分	B区分	C区分	
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上87,800円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が87,800円以上154,500円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が154,500円以上199,600円未満の世帯	
大学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立	282,000円	188,000円	
		私立	260,000円	173,300円	
	夜間学部	国立及び公立	141,000円	94,000円	
		私立	140,000円	93,300円	
短期大学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立	169,200円	112,800円	
		私立	250,000円	166,600円	
	夜間学科	国立及び公立	84,600円	56,400円	
		私立	170,000円	113,300円	
高等専門学校		国立及び公立	84,600円	56,400円	
		私立	130,000円	86,600円	
専修学校	専門課程（夜間課程を除く。）	国立及び公立	70,000円	46,600円	
		私立	160,000円	106,600円	
	夜間課程	国立及び公立	35,000円	23,300円	
		私立	140,000円	93,300円	
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		0円	0円	0円	

別表第3 入学に際して必要とする資金の給付額（第3条の2関係）

区 分		給付額		
		A区分	B区分	C区分
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 0 円以上 87,800 円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 87,800 円以上 154,500 円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 154,500 円以上 199,600 円未満の世帯
大 学	部 学 部 （夜間学）	国立及び公立	282,000 円	188,000 円
		私立	260,000 円	173,300 円
	夜 間 学 部	国立及び公立	141,000 円	94,000 円
		私立	140,000 円	93,300 円
短 期 大 学	科 学 部 （夜間学）	国立及び公立	169,200 円	112,800 円
		私立	250,000 円	166,600 円
	夜 間 学 科	国立及び公立	84,600 円	56,400 円
		私立	170,000 円	113,300 円
高 等 専 門 学 校		国立及び公立	84,600 円	56,400 円
		私立	130,000 円	86,600 円
専 修 学 校	科 学 部 （夜間学）	国立及び公立	70,000 円	46,600 円
		私立	160,000 円	106,600 円
	夜 間 学 科	国立及び公立	35,000 円	23,300 円
		私立	140,000 円	93,300 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		0 円	0 円	0 円

(改正案)

別表第4 入学に際して必要とする資金の給付額（第3条の2関係）

区分		給付額		
		D区分	E区分	
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が0円以上199,600円未満の多子世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が199,600円以上312,900円未満の多子世帯	
大学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立	282,000円	
		私立	260,000円	
	夜間学部	国立及び公立	141,000円	
		私立	140,000円	
短期大学	学科（夜間学科を除く。）	国立及び公立	169,200円	
		私立	250,000円	
	夜間学科	国立及び公立	84,600円	
		私立	170,000円	
高等専門学校		国立及び公立	84,600円	
		私立	130,000円	
専修学校	専門課程（夜間課程を除く。）	国立及び公立	70,000円	
		私立	160,000円	
	夜間課程	国立及び公立	35,000円	
		私立	140,000円	
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		0円	0円	

別表第4 入学に際して必要とする資金の給付額（第3条の2関係）

区分	給付額			
	D区分	E区分		
当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 0 円以上 199,600 円未満の多子世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 199,600 円以上 312,900 円未満の多子世帯			
大学	学部（夜間学）	国立及び公立	282,000 円	188,000 円
		私立	260,000 円	173,300 円
	夜間学部	国立及び公立	141,000 円	94,000 円
		私立	140,000 円	93,300 円
短期大学	学科（夜間学）	国立及び公立	169,200 円	112,800 円
		私立	250,000 円	166,600 円
	夜間学科	国立及び公立	84,600 円	56,400 円
		私立	170,000 円	113,300 円
高等専門学校		国立及び公立	84,600 円	56,400 円
		私立	130,000 円	86,600 円
専修学校	学科（夜間学）	国立及び公立	70,000 円	46,600 円
		私立	160,000 円	106,600 円
	夜間学科	国立及び公立	35,000 円	23,300 円
		私立	140,000 円	93,300 円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		0 円	0 円	

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について

審議内容

「大学等における修学の支援に関する法律」等の一部改正に伴い、条例で引用している用語等を変更するため、港区奨学資金に関する条例（昭和34年港区条例第5号）の一部を改正します。

1 趣旨

国において、令和8年4月1日施行で、学校教育法（昭和22年法律第26号）等の改正に伴う大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）等の改正において、専修学校に関する所要の改正が行われました。

これを踏まえ、同じ用語を使用している港区奨学資金に関する条例（昭和34年港区「条例第5号」）の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 学校教育法の改正により、専修学校の専門課程の在籍者の呼称が「生徒」から「学生」になることに伴い、条例で引用している大学等における修学の支援に関する法律の呼称も「学生」になることから、「学生等」を「学生」に変更します。
- (2) 条例の条文で引用している専修学校の「学科」を「専門課程」に、「夜間学科」を「夜間課程」に変更します。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 スケジュール（予定）

令和8年2月 令和8年第1回港区議会定例会 条例改正案提出